

活動情報



第29号



ふくおかエコ農産物認証制度の申請を受付

－ 新規の取組や、面積拡大する生産者が増加 －

普及指導センターでは、令和6年12月中旬から令和7年1月中旬にかけて、ふくおかエコ農産物認証制度の申請受付を行いました。今回は今年度2回目の申請受付で、水稻生産者を中心に申請が行われました。

ふくおかエコ農産物とは、環境保全型農業の推進及び県産農産物の販路拡大と地産地消を推進する取組である「ふくおかエコ農産物認証制度」に沿って、化学農薬・化学肥料の使用量を県基準の5割以下に減らして生産された農産物のことです。

普及指導センターでは、環境保全型農業及び地産地消の更なる推進のため、この取組を支援しています。今年度は、ふくおかエコ農産物認証制度に対応した栽培暦の作成や JA 広報誌を活用した認証制度の情報発信、申請期間や栽培期間における個別巡回支援を行いました。

今回、センター管内では水稻で56件の申請があり、そのうち4件が新規申請でした。また、水稻の申請面積は775.6haとなり、令和4年度と比べて21ha増加しました。

普及指導センターは、今後もふくおかエコ農産物認証制度に取り組む生産者の支援を行い、取組面積の拡大を推進します。



JA 広報誌の掲載記事



申請手続きの様子